

特定事業主行動計画（女性活躍推進法）に基づく取組の実施状況

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第15条第6項に基づく取組の実施状況を、下記のとおり公表します。

1 数値目標の達成状況

(1) 男性消防吏員の育児参加休暇取得率

【目標】

平成32年度までに育児参加休暇取得率を30%以上に、平均休暇取得日数を2日以上にする。

平成26年度 (計画初期値)	配偶者出産休暇	取得率	76.0%	平均取得日数	1.92日
	育児参加のための休暇	取得率	16.0%	平均取得日数	0.8日
平成28年中	配偶者出産休暇	取得率	88.0%	平均取得日数	1.76日
	育児参加のための休暇	取得率	4.6%	平均取得日数	0.04日
平成29年中	配偶者出産休暇	取得率	69.5%	平均取得日数	2.0日
	育児参加のための休暇	取得率	8.6%	平均取得日数	2.5日

2 取組内容

(1) 平均した継続勤務年数の男女の差異の縮減

男性と女性の継続勤務年数の差を縮減するよう、出産・育児をしながら仕事を継続していくための組織的な支援対策を周知する。

→ 「弘前地区消防事務組合女性消防吏員の職域に関する要綱」を制定した。

(2) 育児休業取得の推進

育児休業の職員に対して職場から業務関連情報を提供、職場復帰に際し研修を実施するなどの支援策を構築し、職員へ周知する。

→ 育児休業から職場復帰までのロールモデルがないため、実績のある事業所から職場復帰に関する必要な情報収集に取り組んだ。

(3) 育児参加のための休暇取得の推進

男性の家庭生活への関わりを促進するため、職員向けに制度案内を徹底し、目標数値へ引き上げるよう努める。

→ 全職員を対象に育児に関する福利厚生制度の研修を実施し、制度利用について積極的に促した。